

改正 昭和50年8月11日条例第38号 平成2年1月10日条例第1号  
平成4年3月31日条例第19号 平成12年3月27日条例第31号  
平成15年7月2日条例第36号 平成25年6月26日条例第32号

（設置）

第1条 都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、八王子市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が任命する委員18人以内をもって組織する。

- （1）学識経験のある者 7人以内
- （2）市議会議員 7人以内
- （3）関係行政機関の職員 2人以内
- （4）市民 2人以内

2 前項第1号及び第4号により任命される委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（臨時委員）

第3条 前条第1項に定めるもののほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、第2条第1項第1号の委員のうちから委員の選挙によつてこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（特別委員会）

第6条 審議会は、その議決により必要があると認めるときは、特別委員会を置くことができる。

- 2 特別委員会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

（幹事）

第7条 審議会の会務を処理するため、審議会に幹事若干人をおく。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、都市計画部において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八王子市条例第29号）の一部

を次のように改正する。

第2条第2項本文中「第38号」を「第39号」に改める。

別表中第38号を第39号とし、第13号から第37号までを順次1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

13 都市計画審議会委員	日額	1,000
--------------	----	-------

附 則（昭和50年8月11日条例第38号）

この条例は、八王子市組織条例の一部を改正する条例（昭和50年八王子市条例第37号）の施行の日から施行する。

附 則（平成2年1月10日条例第1号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。〔平成2年規則第33号で、平成2年7月9日から施行〕

附 則（平成4年3月31日条例第19号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月27日条例第31号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年7月2日条例第36号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。〔平成15年規則第67号で、平成15年8月18日から施行〕

附 則（平成25年6月26日条例第32号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。〔平成25年規則第38号で、平成25年8月26日から施行〕